

立川市水路条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 立川市長 清水庄平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段の規定による。

立川市水路条例の一部を改正する条例

立川市水路条例（平成14年立川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(行為の禁止) 第4条 水路においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) ……略…… (4) <u>前3号に掲げるもの</u> ほか、水路の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。	(行為の禁止) 第4条 水路においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) ……略…… (4) <u>前各号に掲げるもの</u> ほか、水路の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
(占用等の許可) 第5条 水路において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき又は許可を取り下げようとするときも同様とする。 (1)～(3) ……略…… (4) 土地の掘削、盛土、 <u>切土</u> その他土地の形状を変更する行為をすること。	(占用等の許可) 第5条 水路において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき又は許可を取り下げようとするときも同様とする。 (1)～(3) ……略…… (4) 土地の掘削、盛土 <u>又は切土</u> その他土地の形状を変更する行為をすること。
2及び3 ……略……	2及び3 ……略……
(許可の取消等) 第15条 市長は、占用者等が次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合においては、この条例の規定に基づく占用等の許可の取消し、条件の変更、工事等の中止又は水路を原状に回復することを命ずることができる。 (1)～(5) ……略…… 2 市長は、次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合においては、占用者等に対して前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。	(許可の取消等) 第15条 市長は、占用者等が次の各号の <u>二</u> に該当する場合においては、この条例の規定に基づく占用等の許可の取消し、条件の変更、工事等の中止又は水路を原状に回復することを命ずることができる。 (1)～(5) ……略…… 2 市長は、次の各号の <u>二</u> に該当する場合においては、占用者等に対して前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

きる。

(1)及び(2) ……略……

別表（第8条関係）

種別	占用等の内容	単位	金額
第1種	水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための詰所、事務所その他の仮設工作物の設置	1平方メートルにつき1年	1,125円
	通路、家屋、仮設小屋その他の附属施設の使用	1平方メートルにつき1年	787円
第2種	(1) 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置 (2) ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設	1平方メートルにつき1年	337円
	(1) 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置	1平方メートルにつき1年	1,125円
第3種			

(1)及び(2) ……略……

別表（第8条関係）

種別	占用等の内容	単位	金額
第1種	水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事詰所、事務所その他の仮設工作物の設置	1平方メートルにつき1年	1,054円
	通路、家屋、仮設小屋その他の附属施設の使用	1平方メートルにつき1年	738円
第2種	(1) 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置 (2) ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設	1平方メートルにつき1年	316円
	(1) 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置	1平方メートルにつき1年	1,054円
第3種			

	(2) 電話柱その他の柱類				(2) 電話柱その他の柱類		
第4種	電線及びこれに類する架空線の設置	1 平方メートルに つき 1年	562円	第4種	電線及びこれに類する架空線の設置	1 平方メートルに つき 1年	527円
第5種	前各種に属さないもの	1 平方メートルに つき 1年	1,125円	第5種	前各種に属さないもの	1 平方メートルに つき 1年	1,054円
備考				備考			

附 則

- この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例施行の際現に占用の許可をしているものに係る施行日の前日までの期間に相当する占用料の額については、なお従前の例による。